

No.	講義	質 問	回 答
1	構造	<p>考查B建築計画3「Rtの数値」の適合性について</p> <p>Rtを算出した際に小数第三位以下の数値について、手引きの解答例のように全く処理をしない数値（Rt=0.998555）で解答をし、それを用いて地震層せん断力の計算をする必要がありますか。または、構造計算上安全側を想定し、Rt=0.999と切り上げた数値としても支障はありませんか。 （国土交通省から正式な解答が公表されていないため正確な回答は難しいと思われませんが、考え方等についてご教示いただければ幸いです。）</p>	<p>解答基準が公表されていないので、解答例は計算結果の数値のままとしています。</p> <p>なお、構造計算に用いる数値については、その数値が安全側になるように切り上げ又は切り捨てとするのが一般的です。</p> <p>採点に影響があるか不明ですが、安全側に数値を切り上げた場合には、導き出す算定式が正しいこと、問題の解答として支障がないか判断する必要があると思われます。</p>
2	構造	<p>考查B計画3 P72 「0.998555」や、面積算定など 計算後の小数点以下の取り扱いの決まり事がありますでしょうか？</p>	
3	構造	<p>構造問題解説のスライドP85の例題ですが、3階の剛性率は2200／2000ではないのでしょうか？</p>	<p>スライドP85の例題計算は「1階の剛性率」の誤りでした。ご指摘の通り、3階の剛性率の場合は2200/2000=1.1となります。</p>
4	考查B	<p>考查B建築計画2問12「共同住宅の用途に供する部分の非常用照明装置」の適合性について</p> <p>集会室の適合性の判断について、H12年建告第1411号1号イを適用する場合には、先ず当該集会室が令116条の2第1項第一号に規定される窓その他開口部を有する居室であることを確認する必要がありますが、どのように確認したらよいのでしょうか。 （計画の概要5.その他にはその旨の記載がなく、平面図上では窓を有することは確認できますが、それだけでは判断できないと思われるため。）</p>	<p>ご指摘のとおり、一般的には令第116条の2第1項第1号の開口部を有することの確認をすることがございます。</p> <p>今回の問題では、計画の概要「c) 建築物の概要 5. その他⑫」の記載が、H12建告第1411号第1号イの内容であり、同告示第1号の規定にあっては既に適合した上でイの内容が記載されている（そもそも採光無窓であれば、記載する理由がない）と考えてはと思います。</p>